



# ひだまり便り

第60号 (令和1年月号)  
特定非営利活動法人  
ひだまり  
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263—0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…[hidamari@almond.ocn.ne.jp](mailto:hidamari@almond.ocn.ne.jp) ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

## 理事長より

ひだまり理事長 平井紳一

今年の5月は例年にないほど暑い日が続き皆様体調はいかがででしょうか？

今年の3月末にこの5年間の活動内容を評価して、千葉市の認定NPO法人として、活動内容が充実しているか、5年間延べ500人のご寄付とご支持を受けているかという厳しい基準がありましたが、職員の努力と皆さんに呼び掛け特段のご協力を頂いてこの基準をクリアすることができました。改めてご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

5月12日、NPO ひだまりの令和元年度通常総会が開催され、本年度の基本運営方針が決まりました。この1年を振り返りながら、この内容をご報告いたしたいと思えます。

今後とも、ひだまり賛助会員と障害児者の将来を守る父の樹会会員の皆さまには引き続き多くのご賛同をお願いいたします。

### ■ 令和元年度事業計画 ■

**基本方針:** 知的障害を持つご本人の意思と個性を尊重し、自立的生活への一助となるよう支援することを基本とする。 そのために以下の様な事業を行います。

#### ① メープルリーフによる障害福祉サービス事業

障害福祉サービス事業は、重度の方を対象とする行動援護を事業の主軸とし、ご家族の負担を軽減するとともに、ご本人の豊かな生活を実現するよう支援します。

#### ② 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、ご本人が楽しく生活範囲が広がるよう社会参加のための移動支援を可能な限り対応します。

① ②のサービスを運営するためには、有能な職員の確保が必要ですが、現在職員が足りず多くの要求に充分応えられない状況にあります。社会全体が人手不足であり、むずかしい面もあります。登録ヘルパーを増やし、現在の職員の能力アップを図るための内部教育や研修会への派遣などを通じて質の良いサービスができるよう努めます。

また、障害者総合支援法外のサービスとして、公共交通機関での移動が難しい方への福祉有償運送、制度では対応しきれないニーズに応えるタイムケア等も引き続き行います。



### ③ 権利擁護事業

“親なきあとは、親あるうちに”をテーマに成年後見制度の利点や現状での問題点を研修してきました。そんななかで第三者の後見人は必ずしも本人のための支援をしていない、親から見ると心配だという声も聞きます。成年後見を利用する際は信頼できる法人に依頼することをお勧めしています。

私たち親が病気や認知症、死亡などによって我が子の生活支援や財産管理ができなくなってしまう場合、成年後見制度以外に方法はないのか？その具体的な方法の一つとして「家族信託」制度の活用を考え、勉強会を開始しました。それぞれのご家庭に合った個別相談にも応じています。今年度も別途、勉強会の案内をいたしますので、ぜひご参加ください。

### ④ 障害児者の将来を守る父の樹会の事業運営受託

同会の事務局として各部との連携を保ち、適切な事業運営につとめます。

### ⑤ 相談事業

親の高齢化が進み、残される我が子の将来を心配して成年後見制度の利用や親なき後の財産管理等の相談が増加しています。

ひだまり事務所では、障害児者の将来を守る父の樹会の相談窓口として専門の担当者が相談に応じています。お気軽にご活用頂き、少しでも心の負担が軽くなるよう、良い解決策をご一緒に考えたいと思っています。(相談窓口:043-258-8552 田川)

### ⑥ 広報活動

広報誌「ひだまり便り」「メープルつうしん」の発行、ひだまりホームページの運営を継続します。



## ひだまり賛助会員大募集!



ひだまりが運営する障害福祉サービス事業メープルリーフは、利用するご本人が会員として「ひだまり」と契約を結び利用します。またご利用者の保護者の方には賛助会員としてひだまり支援をお願いしています。更にメープルリーフを利用しない父の樹会会員の方にも賛助会員加入の呼びかけを行なっています。

平成 27 年 3 月にこれまでの活動実績及び賛助会員数が評価され認定 NPO 法人に認証されました。千葉市には 356NPO 法人(平成 29 年 2 月末)の中で7つしかない、認定 NPO は税制上の優遇措置を受けられます。個人で寄付をされた方には確定申告で寄付金控除制度が適用されます。

認定の要件の中で一番の難関は「一般の市民に支持されている度合い」で、この5年間で延べ500人以上の寄付者数と寄付金額が決められた基準を超えていることです。大変厳しい状態で皆様に特段のお願いをした結果、ギリギリで基準をクリアすることができました。厚くお礼申し上げます。

改めまして私どもの活動にご賛同を賜り、賛助会員としてご協力頂けるようお願いいたします。

- ◆賛助会費 …… 一口 3,000 円から何口でも結構です。(一年間)
- ◆振込先 …… ゆうちょ銀行 【口座番号】00110-3-739401  
【口座名称】特定非営利活動法人ひだまり
- ◆連絡先 …… ひだまり事務所 田川・久保井 Tel:043-258-8604

昨年度ご協力いただいた方には、継続のお願いと振込用紙を同封させていただいております。本年度もご協力いただきますよう、よろしくご協力いたします。